■Article（vol.2）■ ……

平成19年度税制改正の評価と課題

日税連調査研究部長　杉田宗久

……

平成19年度改正は、「経済・社会を安定的に支える税制に向けて」と銘打ち、日本経済の足腰を強くし経済の活性化を促進する観点から行われる。また、地域格差を縮小する観点からは中小企業を中心とした地域経済の活性化が図られ、公益に対する共助の精神や住宅関係等の国民生活に配慮する税制措置も講じられている。

具体的には、その税収への影響額を見ると分かるように、国税・地方税合わせて約4,400億円減収額のうちのほとんどが減価償却制度の見直しによるものであり、減価償却制度の40年ぶりの見直しが今年の柱となっている。その内容は、法定耐用年数内での投資額の全額損金算入を行うものであり、実質的に償却の前倒しを図り、企業の設備投資を促進し国際競争力を高めるためのものである。また、住宅ローン減税は、国から地方への税源移譲に伴い所得税が減少することに対応したもので、１年当たりの控除額が少なくなる代わりに控除期間が延長される。また、長寿化社会に対応し住宅のバリアフリー改修を促進するための制度が創設される一方、少子化対策として、子育てを支援する企業のための割増償却制度が用意される。

また、納税のための環境整備として、納税者の利便性の向上や納付手続の負担軽減を図るため、各種の手当てがされる。まず、電子認証を普及させるため、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除が創設される。また、税務手続の電子化の促進を図るため、電子申告における第三者作成書類の添付省略等の措置が講じられ、さらに、コンビニで納税できる制度も創設される。

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率につき本則 20%を 10%に軽減している措置については、自民党税調で最後まで議論された末、その適用期限を１年延長した上で廃止されるが決まった。廃止されるまでの間に、証券市場の状況、個人投資家の株式の保有状況等を見ながら、金融所得課税の一体化を検討し平成21年からの導入を目指すこととともされている。

制度改革への対応として、リース取引や棚卸資産などの会計基準が変更されることへの税制の対応、信託法改正や三角合併に対する税制上の措置なども行われる。

中小企業に対する税制としては、まず、特定同族会社に対する留保金課税制度につき、資本金１億円以下の中小企業がその対象から除外されたことがあげられる。この制度は、自己資本の充実を目指す中小企業が内部留保を一定以上した場合、税負担が通常よりも多くなるという制度であるが、中小企業団体等はもちろ

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

んのこと税理士会においても長年にわたり、制度廃止を主張してきたものである。財務大臣が中小企業庁出身であったという影響が大きかったかもしれないが、中小企業の留保金課税が撤廃されたことの意義は大きい。

また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、平成19年4月１日以後開始する事業年度からではあるが、適用除外の基準である基準所得金額が年800万円から年1,600万円に引き上げられた。平成18年度改正で創設されたこの制度は、会社法施行に伴う法人成りに対応したものと言われ、その対象会社は全法人の２％約５万社と説明されてきた。しかし、実際にはそれよりはるかに多い数の会社が対象となるのではないかと思われ、さらに、特殊支配同族会社の要件となる定義が不明確であったため、不透明感とともに増税感が拡大していた。まだ一度も実際の申告時期が到来していない時期に、その適用除外要件が見直されるというのは、異例中の異例といってもいいだろう。

さらに、取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度では年齢要件の引下げと非課税枠の引上げが行われ、また、種類株式の評価が明確になるなど、中小企業の早期かつ計画的な事業承継の促進が図られることになっている。

最後に、平成19年度税制改正は、安部政権下での初の国政選挙となる参議院選挙を強く意識した内容となっていることを理解しておく必要がある。２年前の税制改正大綱では、「平成18年度においては、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。･･･平成19年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。」されていた。しかし、消費税に関する議論は、自民党政権の維持安定化の前に、すべて秋以降に先送りされてしまった。

消費税は消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、わが国の財政再建や社会保障政策に最も影響を与える税であることを考慮すれば、税率の引上げは国民の理解を最も必要とするものである。この議論が選挙の最大の争点になるのは必定であるが、これらについて早期に国民し原案を示しコンセンサスを得るべきである。今後、国際競争力の観点からの法人税率の引下げと財源確保の観点からの消費税率の引上げが、同時に議論された場合には、個人増税による企業減税の是非について国民の理解は得にくいものとなろう。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

※ 平成19年度以降の税制改正の動向　**＜特別対談＞**
東京大学名誉教授金子　宏／日本税務研究センター専務理事　坂田純一
「税研」131号2頁以下

※ 自由民主党平成19年度税制改正大綱
http://www.t-morimoto.com/files/h19ldpzeicho.pdf

※ 平成19年度税制改正の大綱
http://www.mof.go.jp/genan19/zei001.htm

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。